

香南市スポーツ賞表彰規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、香南市の体育・スポーツ・レクレーションの普及振興に貢献した個人および団体を表彰し、もって生涯スポーツの一層の推進を図るために必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象は、香南市内に在住し、体育・スポーツ・レクレーション活動の実践または指導にあたり、生涯スポーツの普及振興に顕著な成果をあげた個人および団体とする。ただし、次に掲げる者は香南市在住である必要はない。

- 1) 香南市外に居住している学生で、香南市出身の者。
- 2) 市外に居住しているが、長年香南市のスポーツ関係に普及・振興された方。

(表彰の名称と種類)

第3条 表彰の名称は、香南市スポーツ協会スポーツ賞とし、功労賞、優秀賞、奨励賞、特別賞とする。
2) 体育・スポーツ・レクレーションの普及、および地域スポーツ振興に功労のあった個人および団体に功労賞、技能記録の優秀な個人およびチームならびに団体に優秀賞・奨励賞、優秀賞を3回受賞し4回目をうけるとき又はこれに準ずる優秀な成績(記録)をおさめた個人および団体に特別賞とする。

(候補者の推薦)

第4条 功労賞は所属団体等の推薦を要する。

- 2) 優秀賞、奨励賞及び特別賞の候補となる者については、スポーツ少年団は各団の長が、児童、生徒及び学生については各学校の長が、一般については加盟団体の長又は関係者が、スポーツ賞表彰推薦書に必要な書類を添付して、スポーツ協会会長に提出するものとする。

(推薦期日)

第5条 候補者の推薦は、翌年1月末日までとする。

- 2) 優秀賞、特別賞及び奨励賞の候補者の推薦対象大会については、毎年1月から12月までの大会とする。

(表彰の審査)

第6条 表彰の審査は、香南市スポーツ協会内選考委員会（理事会）が行うこととする。

- 2) 表彰の審査基準については、別に定める。
- 3) 選考委員会事務局は受賞者名簿を作成し、香南市スポーツ協会会長に提出する。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、賞状および副賞を授与する。

(表彰)

第8条 表彰は、スポーツ協会会長が毎年3月に行う。ただし、表彰の期限は、特別の事情が生じたときは変更することができる。

(規程の改正)

第9条 この規程は、香南市スポーツ協会理事会において改正することができる。

附 則

- 1) この規程は、平成19年12月14日から施行する。
- 2) この規程の施行と同時に旧規程を廃止する。

附 則

この規程は、平成20年3月31日から施行する。

この規程は、平成20年11月17日から施行する。

この規程は、平成21年2月12日から施行する。

この規程は、令和3年3月1日から施行する。

この規程は、令和5年11月22日から施行する。

この規程は、令和6年11月19日から施行する。